

令和7年度滋賀マザーズジョブステーション（近江八幡）等託児業務委託
（募集要領）

1. 目的

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩を踏み出したい女性などを支援するために、就労に至るまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育てを両立するための保育等の情報の提供、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで実施する総合窓口として「滋賀マザーズジョブステーション（以下「ステーション」という。）」が、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）内に設置されています。このステーション利用時や就職活動中、就職に関する講座等を受講中の託児をはじめ、センター主催事業等への参加者を対象とした託児業務を委託により実施します。

安全で安心して預けられる託児サービス、効率的な託児室運営など、託児業務の実施にあたっては、専門性を有し、経験の豊富な企業、団体等のノウハウを活用して実施することが合理的であると考えられるので、この委託業務についてはプロポーザル方式により受託予定者を決定することとします。

2. 業務概要

別紙、仕様書のとおり。

3. 予定価格

7,528,340 円（消費税および地方消費税含む。）

4. 契約期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

營業種目：大分類：役務

地域ブロック：滋賀県内に本店を有する者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがあります。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目
1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、国または地方公共団体との間で当業務委託と同種の業務委託契約を締結した実績を有している者であること。

6. 説明会の開催

このプロポーザルにおいて、説明会は開催しません。

7. 質問の受付と回答

(1) 質問方法: 質問票 (別紙様式 1) に質問内容を記入し、電子メールまたは FAX により、11 に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2)質問期限:令和7年5月16日(金曜日)正午

(3) 回答方法: 質問票の提出のあった者へ電子メールまたは FAX で回答するとともに、県立男女共同

参画センターのホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>) に掲載する。

(4) 回答期日: 令和 7 年 5 月 20 日 (火曜日) 17 時を目途に回答する。

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 「企画提案書」 (別紙様式 2)
企画提案書の提出は、1 者につき 1 件とします。
- (2) 提出部数 4 部 (原本 1 部および写し 3 部)
- (3) 提出方法 持参または郵送 (簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。)
- (4) 提出場所 滋賀県立男女共同参画センター 〒523-0891 近江八幡市鷹飼町 80-4
- (5) 提出期限 令和 7 年 5 月 27 日 (火) 正午必着

9. 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容をもとに、当センターが設置する審査会において、書類審査により選考します。審査は、次の評価項目を総合的に勘案し、評価点の最も高い者を当該事業の契約予定者とします。

なお、評価の総合点の満点の 6 割に満たない者は、契約予定者としません。

番号	評価項目	評価点
①	業務の実施方針	20 点
②	事業実施計画	10 点
③	人員体制	20 点
④	危機管理体制	20 点
⑤	法人・団体の実績	10 点
⑥	見積価格 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	10 点
⑦	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	2 点
⑧	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2 点
⑨	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点

⑩	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
⑪	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2 点
⑫	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2 点
合 計		100 点

(2) 審査結果の通知

企画提案書を提出した全員に審査結果を文書で通知します。

(3) 契約の条件

契約にあたっては、上記(1)により選定した相手方と提案された企画等をもとに細部について打ち合わせを行います。その際、審査会での意見等に基づき、提案内容の一部を変更していただく場合があります。万一、協議が不調となった場合は、次点となった者を契約予定者とします。

10. その他

(1) 企画提案に要する経費は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類は返却しません。

(3) 企画提案書に必要な事項が記載されていない場合、失格とする場合があります。

(4) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等はできません。

(5) 委託の契約は、滋賀県財務規則等の規定に基づき行います。

11. 企画提案書の提出先・お問い合わせ先

滋賀県立男女共同参画センター事務室

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

TEL 0748-37-3751 / FAX 0748-37-5770

※窓口、電話でのお問い合わせについては、センター休所日を除く、午前9時から午後5時の間のみ受付します。

応募書類の提出については、センター休所日を除く、午前9時から午後5時の間のみ受付します。

（募集期間中のセンター休所日は5月12日（月）、19日（金）、26日（月）です。土曜、日曜は開所しております。）（最終日は正午まで）